

令和5年度福島県 医療的ケア児等支援者養成研修・医療的ケア児等コーディネーター養成研修 開催案内

1 目的

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児や重症心身障がい児等（以下「医療的ケア児等」という。）が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する適切な理解を持った人材、支援が適切に行える人材を養成することを目的とします。

2 実施主体

福島県

3 実施方法

令和5年度福島県医療的ケア児等支援者養成研修（以下「支援者養成研修」という。）と令和5年度福島県医療的ケア児等コーディネーター養成研修（以下「コーディネーター養成研修」という。）の講義共通部分については、同時開催の方法で実施します。

なお、新型コロナウイルス等の感染症拡大の状況によっては、開催方法の変更や研修の中止等の対応をとることがありますので御了承ください。

4 研修日程・会場

日程	期日	対象者	会場（住所）
第1日目	令和5年10月5日(木)	支援者	コミュタン福島
第2日目	令和5年10月6日(金)	コーディネーター	(三春町深作 10番2号)
第3日目	令和5年12月5日(火)	コーディネーター	コミュタン福島
第4日目	令和5年12月6日(水)		(三春町深作 10番2号)

※支援者養成研修は、**2日間**（10/5～6）の参加が必要になります。

※コーディネーター養成研修は、**4日間全て**（10/5～6、12/5～6）の参加が必要になります。

5 対象者

（1）支援者養成研修

県内の障害児通所（入所）支援事業所、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護事業所、保育所、教育機関、医療機関、行政機関等において医療的ケア児等が地域で生活していくための支援に関わる方や医療的ケアが必要な児童と日頃から接する方（家族など）、今後関わる予定の方や関心がある方等。

（2）コーディネーター養成研修 ※アまたはイのいずれかに当てはまる方

ア 相談支援専門員、保健師、看護師、医療ソーシャルワーカー、行政職員等、医療的ケア児等の支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターとして市町村に配置予定の方（※受講を優先しますので、市町村御担当者から県児童家庭課へ確認書の提出をお願いします。）

イ 医療的ケア児及び家族からの相談に応じ、関係機関との連絡調整や支援計画作成等、支援のコーディネートを担う立場にある方、またはその予定がある方。（※学校や障がい福祉サービス事業所等で直接支援に携わっている方は、支援者養成研修にお申し込みください）

6 定員

- (1) 支援者養成研修 70名
- (2) コーディネーター養成研修 30名

7 研修内容

別紙1「カリキュラム」のとおり

※厚生労働省「医療的ケア児等総合支援事業」の実施要綱に基づいたカリキュラムとなります。

※本研修は、医療的ケア児支援のために必要な基礎知識、利用できる社会資源、関係機関との連携等について学んでいただくものであり、たん吸引等の実技を行うための研修ではありませんのでご留意ください。

8 受講料

無料（テキスト代は除く）

9 申込方法等 ※(1) もしくは(2) いずれかの申込みをしてください。

(1) 支援者養成研修（10/5、10/6）

- ・かんたん申請・申込みシステム（下記 URL、QR コード）から申込みをお願いします。

URL <https://www.task-asp.net/cu/eg/lar070009.task?app=202300397>

QR コードはこちら ⇒



- ・申込み受付は、7月27日（木）から、申込み締め切りは、8月24日（木）となります。
- ・受講の可否については、メールにて各参加者（所属）宛にお知らせします。なお、9月1日（金）を越えても通知がない場合には、事務局までご連絡ください。

(2) コーディネーター養成研修（10/5、10/6、12/5、12/6）

- ・かんたん申請・申込みシステム（下記 URL、QR コード）から申込みをお願いします。

URL <https://www.task-asp.net/cu/eg/lar070009.task?app=202300398>

QR コードはこちら ⇒



- ・申込み受付は、7月27日（木）から、申込み締め切りは、8月24日（木）となります。
- ・受講の可否については、メールにて各参加者（所属）宛にお知らせします。なお、9月1日（金）を越えても通知がない場合には、事務局までご連絡ください。
- ・各市町村において医療的ケア児等コーディネーターとして配置予定の方については、受講を優先しますので、別紙2「医療的ケア児等コーディネーター配置に係る確認書」を市町村から児童家庭課へ提出してください。
- ・同一所属、同一事業所からは原則1名のみのお申込みとしますが、市町村に配置予定の方が同一所属に複数名いる場合はご相談ください。
- ・申込多数の場合には、受講申込書に記載の内容（市町村からの確認書の有無、職種、現在の業務内容等）を考慮の上、選考いたします。

10 テキスト

各講義において使用する資料については、後日、ダウンロードしていただく予定ですが、以下のテキストの内容に沿った講義となりますので、各自、ご準備いただくことをおすすめします。

支援者養成研修は①、コーディネーター養成研修は①②の両方の内容になります。

- ① 医療的ケア児等支援者養成研修テキスト（中央法規出版 税込 3,300円）
- ② 医療的ケア児等コーディネーター養成研修テキスト（中央法規出版 税込 2,200円）

※前半2日間の講義には、一部、コーディネーター養成研修テキストの内容も含まれています。

11 修了証書の交付

コーディネーター養成研修の全課程（第1日目～第4日目）を修了された方には、修了証書を交付いたします。なお、発熱などの体調不良や次の事項に該当する受講者については、研修の受講をお断り（中断）し、修了証書を交付しない場合がありますのでご注意ください。

- ・特段の理由なく、自己都合等により欠席又は30分以上の遅刻、早退、離席があった場合
 - ・申込内容に虚偽があった場合
 - ・受講態度が著しく悪い場合
 - ・進行の妨害や他の参加者に対する迷惑行為などがあった場合
- 等

12 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了後の取扱いについて

福島県の医療的ケア児等地域支援体制整備の推進のため、コーディネーター養成研修の全課程（第1日目～第4日目）を修了した方につきましては、福島県児童家庭課のホームページにて、研修修了者の氏名、所属先、所属の住所及び電話番号を公表いたします。

また、研修修了者の情報（氏名・所属先等）は、医療的ケア児等の支援体制整備のため、県及び各市町村（圏域）の自立支援協議会等に提供することがありますので、ご承知おきいただいた上で、お申し込みください。

13 要医療児者支援体制加算の取扱いについて

コーディネーター養成研修は、厚生労働省告示に定める「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」に該当しますので、以下の要件を全て満たすことで、指定特定相談支援事

業所及び指定障害児相談支援事業所は「要医療児者支援体制加算」を算定することができます。

- ① 医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制を整えていること。
- ② ①の体制を整えている旨を事業所に掲示するとともに公表していること。
※医療的ケア児等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められないことに留意すること。

14 その他

- 資料については、事前にダウンロードしていただくように準備しておりますので、各自印刷等の対応をお願いいたします。※ダウンロードの準備ができ次第、受講決定者にお知らせします。

15 問い合わせ先

【事務局】

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

福島県保健福祉部こども未来局児童家庭課 谷津 宛

電話：024-521-8382 FAX：024-521-7747

E-mail：yatsu_hisami_01@pref.fukushima.lg.jp